

コラム⑩ 補聴器外来について

～当院補聴器外来のご案内と補聴器購入に関する制度について

さて前回のコラムにて、補聴器の必要性についてご理解いただけたかと思います。

今回は、補聴器の実際の購入にまつわるお話です。

補聴器をお考えの方にとっては、非常に有益な内容ではないかと思います。

まずは、当院のPRから。

本年（令和2年）7月から、本格的に「補聴器外来」を開始いたしました！

第1、第3金曜日の午後3時からを基本としています。

（変更の場合があります。）

直接の受診はできませんので、まずは耳鼻いんこう科の「一般外来」を受診していただき、耳の診察や聴力検査を行い、補聴器の適応があるかどうかをチェックします。

その後、補聴器外来の予約を入れます。

補聴器外来の当日は、初回のみ、「補聴器用の特殊な聴力検査（ことばの聞き取りの検査）」を15～20分かけて行います。

その後、「補聴器の業界団体（テクノエイド協会）」認定、「認定補聴器専門店」の「認定補聴器技能者」によって、補聴器の機種選定についての相談を行います。

その後貸し出し用の補聴器の設定を行い、持ち帰った上で、自宅でしばらく使用していただきます。

使用感に問題が無ければ、その後購入の流れとなります。
もちろん、購入後も調整を行いながら、アフターケアを行います。

…ざっと、こんな感じです。

なお、補聴器には残念ながら、「保険」はききません。

平均購入価格は、平均13～15万円（片耳あたり）となります。

エッ！そんなに！？

非常に高い買い物です。

人間だれしも、加齢とともに耳の聞こえは悪くなります。

補聴器購入に対し、公的な助成が期待されますね。

（地域によっては制度があるところもありますが、残念ながら、香川県は「小児のみ」です。成人にはありません。）

しかし高価な買い物だからこそ、補聴器の購入にかかわる「2つの制度」をご紹介します。

これらの制度は、残念ながら、ほとんどの人に知られていないのが実情です。

なぜならば、ほとんどの難聴の方が、耳鼻いんこう科での診察を受けず、「直接、補聴器店で補聴器を購入している」からです。

最近では通信販売まで行われており、補聴器店も、「自分たちに不利な情報」はお客さんに伝えないからです。

なぜ「不利」になるのかと言いますと…最後まで読んでいただければ、何となくわかっていただけるかと思います。

もちろん補聴器の購入にあたり、耳鼻いんこう科での診察は法令上必須ではなく、これ以上は補聴器店に対する営業妨害となりますので、詳細はお話ししません。

しかし、以下の内容をお読みいただければ、「補聴器の購入にあたり、まず耳鼻いんこう

科での診察を必ず受けるべき理由」がわかっただけだと思います。

まず1つ目の制度ですが、「医療費控除」についてです。

2018年度より、補聴器の購入費用が全額、「医療費控除」の対象となりました。

今までは地域によって、認められたり認められなかったりしていましたが、制度上明文化されました。

しかし、条件があります。

①補聴器の購入の際に、まず耳鼻いんこう科で「補聴器相談医」の診察を受ける。

「補聴器相談医」は日本耳鼻咽喉科学会が制定した制度に基づいており、私は認定されております。

(同学会のホームページに名簿があります。)

②診察を行った「補聴器相談医」が、所定様式の「補聴器適合に関する診療情報提供書(補聴器紹介状)」を記入し、患者さんにお渡しする。

③患者さんは、補聴器紹介状を「補聴器の業界団体(テクノエイド協会)」指定、「認定補聴器専門店」に持って行く。

その店の「認定補聴器技能者」によって、補聴器の機器選定、調整を行う。

紹介状を持って行く補聴器は、どこでも良いわけではありません。

「認定補聴器店」でなくてはなりません。

店の一覧は、テクノエイド協会のホームページに載っています。

そもそも、補聴器相談医は紹介状のあて名に、「認定補聴器専門店」「認定補聴器技能者」の名前を記入しなくてはなりません。

税務署がチェック用に、これら一覧の名簿を持っているとのうわさです。

「認定補聴器専門店」は業界団体の非常に厳しい認定基準があり、高松市では、たった「5店舗のみ（令和2年7月現在）」となっております。

「しっかりとしたお店である」という証明となっています。

④補聴器を購入後、「購入代金の領収書」および「補聴器紹介状のコピー（補聴器店から受け取ります）」をセットで保管しておく。

これで、補聴器購入費用の全額が「医療費控除」にできます。

所得税が減額され、翌年の住民税も減額となります。

もちろん、この制度は医療費控除の申請対象者に限られますので、詳細は税務署にご確認ください。

なお書類の保存期間は5年間、その間に税務署から提出を求められた際には、提出できるようにしておきます。

もちろん当院補聴器外来は、「認定補聴器専門店」の「認定補聴器技能者」により補聴器の相談、機種選定および販売、調整が行われます。

当院補聴器外来で補聴器を購入された場合には、全額「医療費控除」の対象になります。

なお、補聴器紹介状の「後付け」は不可ですので、すでに購入された補聴器に、後で補聴器紹介状を添えることはできません。

残念ながらこの制度、一般の方にはほぼ知られておりません。

「補聴器相談医」の資格を持っていない耳鼻いんこう科医師の診察を受けた場合にも、このような制度の説明は無いであろうと思われます。

1 つ目の制度の説明は、以上です。

次の制度についてですが、最初に、補聴器には「保険」がきかないと説明いたしました。

しかし例外的に、身体障害者福祉法の定める「聴覚障害」に対しては、補聴器購入費用の支給制度があり、基本的に「1割の自己負担」で補聴器が購入できます。

なお、支給額（補聴器の価格）は市町村にて決定されますので、「何十万円もする高価な補聴器が、1割の価格で購入できる」わけではありません。

（支給対象の補聴器は、8～10万円程度のものが多いようです。）

もちろん聴力検査で基準を満たした場合、「聴覚障害」の診断は当科で可能ですので、診察時、基準に該当した患者さんには、こちらから申請につき説明を行います。

（なお、申請は任意です）

聴覚障害の基準は全国同一であり、もちろん等級もありますが、一番軽度の障害（6級）に該当する目安は、「耳元で大きな声で話しかけると、やっと聞こえるくらい」となります。

今回のお話は、ここまで。

聞こえが気になったら、まずは、当科の受診をお勧めします。

今回は、「耳鳴りのお話し」です。

「耳鳴り」って、放っておいて良い、悪い？

治る？治らない？

そんなギモンに、お答えしますね。